

申請等手数料算定表

□建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請

□建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付願

申請等手数料

区分		住宅部分				非住宅部分			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
		適合証等 あり	適合証等なし			適合証等 あり	適合証等なし		
仕様基準*1	誘導仕様・ 計算併用法 *2		その他 の場合	モデル 建物法*3	その他 の場合				
A	戸建	～ 200㎡未満	6,900	20,000	27,000	37,000	—	—	—
		200㎡～	7,400	22,000	30,000	42,000	—	—	—
B		～ 300㎡未満	12,000	37,000	52,000	74,000	12,000	93,000	238,000
		300㎡～ 1,000㎡未満	28,000	66,000	90,000	126,000	22,000	119,000	300,000
		1,000㎡～ 2,000㎡未満					35,000	158,000	388,000
		2,000㎡～ 5,000㎡未満	66,000	126,000	164,000	222,000	103,000	264,000	563,000
		5,000㎡～ 10,000㎡未満	103,000	181,000	230,000	310,000	151,000	339,000	689,000
		10,000㎡～ 25,000㎡未満	165,000	328,000	437,000	604,000	198,000	415,000	823,000
		25,000㎡～ 50,000㎡未満	234,000	533,000	738,000	1,045,000	239,000	482,000	935,000
	50,000㎡～	368,000	940,000	1,340,000	1,923,000	352,000	644,000	1,187,000	

【一戸建ての住宅の場合】

		床面積*4の合計	表適用欄	金額	備考
適合証等あり		㎡	①-A	円	
適合証等なし	仕様基準	㎡	②-A	円	
	誘導仕様・計算併用法	㎡	③-A	円	
	その他の場合	㎡	④-A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

		床面積*4の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
適合証等あり		㎡	㎡	㎡	①-B	円	
適合証等なし	仕様基準	㎡	㎡	㎡	②-B	円	
	誘導仕様・計算併用法	㎡	㎡	㎡	③-B	円	
	その他の場合	㎡	㎡	㎡	④-B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合※5】

		床面積※4の合計			表適用欄	金額	備考	
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	アイ				
住宅部分	適合証等あり	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	①-B	円		
	適合証等なし	仕様基準	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	②-B	円	
		誘導仕様・計算併用法	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	③-B	円	
		その他の場合	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	④-B	円	
非住宅部分	適合証等あり			m <sup>2</sup>	⑤-B	円		
	適合証等なし	モデル建物法		m <sup>2</sup>	⑥-B	円		
		その他の場合		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	⑦-B	円	
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円		

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無※6】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無		
------------------	-----	--	--

- ※1 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- ※2 誘導仕様・計算併用法とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- ※3 モデル建物法とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- ※4 床面積は、申請に係る部分の床面積を算定する。変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。
- ※5 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。
- ※6 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。
- ※7 性能向上計画認定に法第29条3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、1の建築物ごとに手数料額を算出した額を加算する。